

地域福祉支え合い活動事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において高齢者や障がい児者など支援を必要とする者に対する、日常的な支え合い活動やサービス・事業に対して、助成金を交付することにより、地域での支え合い活動による福祉サービスの普及・拡大を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 事業の対象は地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とする。但し、実情に応じて複数の地区社協が共同で事業を実施している場合についても対象とすることができる。

(助成内容)

第3条 海津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、地区社協が実施する地域福祉支え合い活動に必要な経費の一部として、一地区社協につき、50,000円を上限に助成する。但し、総事業費を超えて助成金を交付しない。

(助成対象となる活動)

第4条 対象となる活動は次のとおりとする。

- (1) 日常の生活援助
- (2) 外出の支援
- (3) サロンなどのつどいの場作り
但し、ふれあいいきいきサロン支援事業を申請している場合は対象としない。
- (4) その他、市社協会長が必要と認めた活動

(助成期間)

第5条 助成期間は、1年間とする。

(助成金の交付申請)

第6条 事業実施にあたり助成金の交付を受けようとする地区社協は、地域福祉支え合い活動事業助成金申請書（様式第1号）により必要書類を添付し、市社協会長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 市社協会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果助成金を交付すべきと認めたときは、地域福祉支え合い活動事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の助成金の交付決定を受けた地区社協は、地域福祉支え合い活動事業助成金請求書（様式第3号）を提出し、市社協会長へ請求するものとする。

(事業報告及び助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた地区社協は、事業完了後、速やかに地域福祉支え合い活動事業報告書（様式第4号）を市社協会長に提出しなければならない。なお、事業の経費が助成金を下回った場合は、市社協会長は返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。